明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○外務省組織令の一部を改正する政令（三一〇）
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（三一一）
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（三一二）
〔省　令〕
○外務省組織規則の一部を改正する省令（外務九）

本号で公布された法令のあらまし

◇**外務省組織令の一部を改正する政令**（政令第三一〇号）（外務省）　一

1　国際協力局に新たに国際保健戦略官を置き、その職務を定めるとともに、同局地球規模課題総括課の所掌事務について所要の改正を行うこととした。（第六八条、第七一条及び第七七条の二関係）

2　この政令は、令和四年九月二六日から施行することとした。

◇**公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令**（政令第三一一号）（消費者庁）　二

1　公益通報者保護法（平成一六年法律第一二二号）別表第八号の政令で定める法律として、労働者協同組合法（令和二年法律第七八号）を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

◇**特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令**（政令第三一二号）（環境省）　三

1　要緊急対処特定外来生物を定める政令の立案等について、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第四二号。以下「改正法」という。）の施行日前においても、有識者の意見を聴くことができることとした。（第一条関係）

2　要緊急対処特定外来生物に係る対処方針について、改正法の施行日前においても、これを定め、公表することができることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和四年九月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第三百十号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十七条」を「第七十七条の二」に改める。

第六十八条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「九課」の下に「及び国際保健戦略官一人」を加える。

第七十一条第一号中「及び他課」を「並びに他課及び国際保健戦略官」に改め、同条第三号中「（大臣官房及び他局並びに他課の所掌に係るものを除く。）に係る外交政策に関すること」を「に係る外交政策に関すること（他の所掌に属するものを除く。）」に改め、同条第四号中「前号」を「第一号及び前号」に改め、同号イ中「及び人道支援」を「、人道支援及び保健」に改め、同号ロ中「地球環境」の下に「及び保健」を加え、同条第七号から第九号までの規定中「（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第二章第三節第九款中第七十七条の次に次の一条を加える。

（国際保健戦略官の職務）

第七十七条の二　国際保健戦略官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済及び経済協力の分野における国際連合の活動に係る外交政策に関する事務のうち保健に関すること。

二　国際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関の活動に係る外交政策に関する事務のうち保健に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に係る外交政策に関する事務のうち保健に関すること。

イ　社会の分野に係る事項（人権、人道、薬物、国際的な組織犯罪、地球環境及び人道支援を除く。）

ロ　経済の分野に属する問題であって、人類共通の福祉のため、国際社会が共同して取り組む必要があるものに係る事項（地球環境を除く。）